

私病協発4-179

令和4年5月27日

会 員 各 位

一般社団法人京都私立病院協会

会 長 清水 鴻一郎

新型コロナウイルス感染症患者の入院医療費の公費請求について

平素は当協会の各種事業に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の入院医療費(院内で発生した事例を含む)については、感染症法に基づく公費負担の対象として、患者又はその保護者の申請をもとに給付がなされます。

しかし、申請手続の際に必要な住民票、課税証明書等の添付書類の提出の遅延等により、給付が大幅に遅れ、感染拡大による入院患者の増加に伴い、その件数も増大し、資金繰りが悪化した会員施設が相次いだことを踏まえ、当協会では、令和4年3月に「新型コロナウイルス感染症の公費入院患者の請求に関する緊急調査」を実施し、多くの会員施設において公費入院医療費の請求が遅れていることが明らかとなりました。

その結果を踏まえ、当協会は、5月26日に京都府庁及び京都市役所を訪問し、病院が滞りなく公費入院医療費を請求できるよう要望を行いました。

そしてこの度、**京都府、京都市ともに、保健所と医療機関が連携の上で、公費負担申請を保健所が代理申請(添付書類は省略)するなど、公費負担事務が簡素化、迅速化**されることとなりました。

その具体内容、保健所と医療機関が共有する患者情報の様式については、**当協会ホームページの5月27日付新着情報**に掲載していますので、公費入院医療費を請求されている会員施設は、必ずご確認の上、ご対応をお願いいたします。

■ 京都私立病院協会ホームページ <https://www.khosp.or.jp>

以上